

子どもと障害者(児)のための手当制度



子どものための手当制度や、障害者(児)のためのさまざまな手当制度をご紹介します。
必要な手続きはそれぞれ異なりますので詳しくはお問い合わせください。

子どものための手当制度

▼子育て支援課

TEL 233513 FAX 233545

児童手当

【対象】中学校修了前の児童を養育している方(15歳に達する年度の末日まで)

【所得制限】有

※所得超過の場合、特例給付あり

【支給月日】原則6・10・2月の7日

(申請月の翌月から支給)

【支給額】月額・児童一人につき

区分	支給額
0～3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了までの第1子・第2子	10,000円
3歳以上小学校修了までの第3子以降(注)	15,000円
中学生	10,000円
特例給付(所得超過者)	5,000円

(注)18歳の誕生日後、最初の3月31日までの間にある児童を、年長者から順に数えて第3子以降のことをいう

児童扶養手当

【対象】離婚・死亡・行方不明などで

父または母がいない家庭、父または

母が重度の障害(身障手帳1～2級

程度)の状態にあり、18歳に達する

年度の末日までの児童(児童が障害

者の場合は20歳未満)を養育してい

る方/ただし、公的年金の受給者は、

公的年金の受給額によっては対象外

【支給月日】原則奇数月の11日

(申請月の翌月から支給)

【支給額】月額・児童一人につき

※所得により支給制限があります。

手当受給開始6年目から、未就労の

方は手当額が2分の1となる場合が

あります。

区分	支給額
1人目	全部支給 43,160円
	一部支給 43,150円～10,180円
2人目	全部支給 10,190円
	一部支給 10,180円～5,100円
3人目以降	全部支給 6,110円
	一部支給 6,100円～3,060円

田原市遺児手当

【対象】児童扶養手当と同様

【支給月日】原則奇数月の25日

(申請月の翌月から支給)

【支給額】月額・児童一人につき

区分	支給額
1人目	2,500円
2人目以降	4,000円

※所得により支給制限があります

愛知県遺児手当

【対象】児童扶養手当と同様/ただし、

公的年金の受給者・児童が加算対象に

なっているときは対象外

【支給月日】原則奇数月の25日

ひとり親世帯臨時特別給付金

【対象】

①6月分の児童扶養手当を受給している方(※申請不要)

②公的年金受給で児童扶養手当が支給停止の方

③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった方

(追加給付)
①または②に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方

※②、③、(追加給付)は要申請

【支給額】

区分	支給額
基本給付	一世帯 50,000円(※)
	二世帯 30,000円
追加給付	一世帯 50,000円
	二世帯 30,000円

※第2子以降加算

(申請月の当月から支給)
【支給額】月額・児童一人につき

区分	支給額
1～3年目	4,350円
4～5年目	2,175円
5年経過後	支給対象外

※所得により支給制限があります